

**西白井地区コミュニティ施設基本設計(素案)についての
パブリックコメント実施要領**

1	件 名	西白井地区コミュニティ施設の基本設計(素案)についての意見募集
2	目 的	西白井地区コミュニティ施設の基本設計を策定するにあたり、意思形成過程で広く素案を公表することで、意見等の提出という形での市民参加の機会を保障するとともに、意見等を参考にして基本設計を決定することを目的とします。
3	事業説明	<p>【事業概要】</p> <p>市では白井市の将来像を定めた第5次総合計画において、「地域拠点がにぎわうまちづくり」を重点戦略の一つに位置付け、目標実現に向けた取り組みとして、西白井地区における自治会などの地域住民同士の交流やふれあいを深めるため、地域づくりの活動拠点として、西白井地区コミュニティ施設の建設を行う。</p> <p>【これまでの経過】</p> <p>平成 16 年度 ・ 白井・沼南土地区画整理事業に伴い、区域計画人口 5,300 人及び周辺地域を対象としたコミュニティ施設用地を取得</p> <p>平成 23 年度 ・ 第 4 次総合計画後期基本計画において、用地の活用について検討を位置付け</p> <p>・ 西白井地区コミュニティ施設用地活用検討会議を設置し、用地の活用等について調査審議を開始</p> <p>平成 24 年度 ・ 用地の活用について、市民アンケート調査を実施</p> <p>平成 25 年度 ・ 西白井地区コミュニティ施設用地活用検討会議から「西白井地区コミュニティ施設用地活用に係る提案書」の提出</p> <p>・ 西白井地区コミュニティ施設の整備方針を市で政策決定</p> <p>平成 26 年度 ・ 西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会を設置し、施設の具体的内容や管理運営方法について検討を開始</p> <p>平成 27 年度 ・ 西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会から「西白井コミュニティ施設建設に係る提案書」の提出</p> <p>平成 28 年度 ・ 白井市第 5 次総合計画前期基本計画において、市内の様々な場における世代に関係なく利用できる居場所や交流の場づくりとして、まちづくりの重点戦略事業に位置付け</p>

		平成 29 年度 ・ 基本設計に着手
4	資料内容及び公表方法	1) 公表する資料 ①基本設計（素案）概要 ②西白井地区コミュニティ施設基本設計（素案） ③西白井地区コミュニティ施設建設に係る提案書 2) 公表の場所 ○市民活動支援課 ○情報公開コーナー ○図書館 ○各センター ○市ホームページ
5	対象者	市内に在住、在勤及び在学する者、市内に事業所を有する法人や団体
6	意見募集期間	平成 29 年 6 月 8 日（木）から平成 29 年 6 月 21 日（水） ※郵便の場合は、6 月 21 日（水）消印有効
7	意見提出の際の必須記入事項	(1) タイトル「西白井地区コミュニティ施設基本設計（素案）」に対する意見 (2) 住所 (3) 氏名 (4) 連絡先 (5) 意見本文 ※(1)～(5)の項目のいずれかが記入されていない場合は、パブリックコメントとして取り扱いできないことがあります。
8	意見の提出方法及び提出先	所定の用紙に必要事項を記入し、図書館及び各センターに設置の意見箱へ投函するか、次の方法により募集します。 (1) 郵便 (2) ファックス (3) Eメール (4) 持参(代理人も可)：市役所 2 階市民活動支援課
9	意見の取り扱い及び応答方法	(1) パブリックコメントに対して寄せられた意見を参考にし、西白井地区コミュニティ施設の基本設計を決定します。 (2) パブリックコメントでいただいた意見の概要及び意見に対する検討結果は市ホームページなどで公表します。 (3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表します。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。 (4) 意見提出者への到達通知はしません。 (5) 個々の意見への回答はしません。
10	担 当	市民活動支援課 電話 4 9 2 - 1 1 1 1 内線 3 2 4 6 ~ 8